

阿南市要綱第 6 9 号

阿南市教育・保育施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が子どもを安心して育てることができ体制の整備を目的として、教育・保育施設等の整備を行う事業者（以下「事業者」という。）に対する阿南市教育・保育施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、阿南市補助金等交付規則（平成 3 0 年阿南市規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する施設を整備する事業者とする。

- (1) 市長から子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 1 条第 1 項の規定に基づく確認を受けた又は受けることが見込まれている施設
- (2) 市長から子ども・子育て支援法第 4 3 条第 1 項の規定に基づく確認を受けた又は受けることが見込まれている施設

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和 5 年こ成事第 4 6 6 号）又は徳島県子育て支援臨時特別対策補助金交付要綱（平成 2 1 年こ第 1 6 4 号徳島県保健福祉部長通知）に基づく事業で、徳島県又は国の内示を受けているものとする。

(補助金額)

第 3 条 補助金額は、前条第 2 項に規定する各交付金要綱に基づき算定した額とし、市長は予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、徳島県又は国の内示額が事前協議の額より減額となった場合、市の内示額における市負担分の額もその割合に応じて減額するものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により決定内容及びこれに付した条件を申請した事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者が、補助事業の工事に着手したときは、補助事業工事着手届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、工期その他やむを得ない事由により交付決定前に工事に着手する場合は、あらかじめ補助事業指令前着手届（様式第4号）を提出するものとする。

2 事業者は、工事進捗状況等の報告を求められたときは、必要事項を記載した書類を速やかに市長に提出しなければならない。

（計画変更）

第7条 事業者は、次の各号に該当する場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 工期を変更しようとするとき。
- (2) 契約金額を変更しようとするとき。
- (3) 建物の構造又は床面積等を変更しようとするとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（実績報告）

第8条 事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提

出しなければならない。

（補助金の交付金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、交付すべき補助金額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第7号）により事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 市長は、事業者から提出された補助金交付請求書（様式第8号）により、確定した補助金額を補助事業完了後に交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) この要綱又は交付決定に当たり付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を廃止し、又は中止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（帳簿及び証拠書類等の保管）

第13条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等の関係書類を、補助事業を完了し、

又は廃止の承認を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。